

目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

当ファンドのお取引にあたっては、「投資信託説明書 (交付目論見書)」(以下、「目論見書」といいます。) および本目論見書補完書面の内容を十分にお読みいただき、ご理解のうえで、お申込みください。

*当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定 (いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。

1. 「預金等との誤認防止」等に関する確認事項

- (1) 投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- (2) 投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
- (3) 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。
- (4) 投資信託の取扱いは当金庫が行っていますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- (5) 投資信託の申込みの有無は、当金庫との他の取引 (融資等) に影響を与えるものではありません。

2. ファンドの目的・特色

目論見書の「ファンドの目的・特色」<ファンドの特色>をご確認ください。

3. 投資リスク

目論見書の「投資リスク」をご確認ください。

4. お申込みメモ

目論見書の「お申込みメモ」をご確認ください。

また、販売会社が定める項目については、次の取扱いとさせていただきます。

	項目	店頭	インターネットバンキング																
1	購入単位	<table border="1"> <tr> <td>株式</td> <td>口数指定 (1万円以上1口単位)</td> </tr> <tr> <td>投資信託</td> <td>金額指定 (1万円以上1円単位)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>口数指定 (1万口以上1万口単位)</td> </tr> <tr> <td>コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資信託</td> <td>金額指定 (1万円以上1円単位)</td> </tr> <tr> <td>累投</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース</td> <td></td> </tr> </table>	株式	口数指定 (1万円以上1口単位)	投資信託	金額指定 (1万円以上1円単位)	一般	口数指定 (1万口以上1万口単位)	コース		公社債		投資信託	金額指定 (1万円以上1円単位)	累投		コース		金額指定 (1万円以上1円単位)
株式	口数指定 (1万円以上1口単位)																		
投資信託	金額指定 (1万円以上1円単位)																		
一般	口数指定 (1万口以上1万口単位)																		
コース																			
公社債																			
投資信託	金額指定 (1万円以上1円単位)																		
累投																			
コース																			
		定時定額買付の場合は、金額指定 (5千円以上1千円単位) となります。																	
2	購入代金	お申込時にお預かりします。	各営業日の9時から12時59分(13時前)までに受付したお申込みは、指定預金口座から即時のお引落としとなります。それ以外の時間帯および土・日・祝日・12月31日に受付したお申込みは、次に到来する営業日午前9時のお引落としとなります。																
3	換金単位	口数指定・金額指定・全部解約 *公社債投資信託の「一般コース」については、口数指定 (1万口以上1万口単位) または全部解約となります。	口数指定・全部解約																
4	換金代金	目論見書の「お申込みメモ」に記載する支払開始日以降にお支払します。																	
5	申込締切時間	各営業日の12時までに事務手続きが完了したものは、当日を発注日(処理日)とします。なお、12時を過ぎた場合は、翌営業日が発注日(処理日)となります。	各営業日の0時から12時59分(13時前)までにお申込みが完了したものは、当日を発注日(処理日)とします。それ以外の時間帯および土・日・祝日・12月31日に受付したお申込みは、翌営業日が発注日(処理日)となります。																

5. 費用・税金

投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、運用管理費用(信託報酬)や、投資信託の種類に応じた信託財産留保額、その他費用等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細については、目論見書の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。

なお、販売会社が定める購入時手数料については、当金庫ホームページの「取扱商品・基準価額ファンド一覧」をご確認ください。

<https://www.rokin.or.jp/save/investment/investment/>

6. 当金庫の概要

(1) 登録金融機関業務の内容および方法の概要

当金庫が行う有価証券関連業は、主に金融商品取引法第 33 条第 2 項各号に規定する行為であり、当金庫は当ファンドの販売会社として募集の取扱いおよび販売等に関する業務を行います。

(2) 取引態様

当金庫がお客さまより注文を受けた場合の取引態様の区分は、すべて「委託」となります。

商 号	近畿労働金庫
金融商品取引業者等 登 録 番 号	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第 90 号
本 店 所 在 地	〒550-8538 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目 12 番 1 号
加 入 協 会	金融商品取引業協会に加入していません。
認定投資者保護団体	加入している団体および対象事業者となっている団体はありません。
出 資 金	159 億円
設 立 年 月 日	昭和 27 年 1 月 24 日
連 絡 先	お取引店（平日の 9 時～17 時）または、お客さまセンター（平日の 9 時～18 時）にご連絡ください。

7. 苦情処理措置および紛争解決措置

<p>相談・苦情等の 申出先</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情等は下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客さまセンター】 受付時間：平日 9:00～18:00 電話番号：0120-191-968</p> <p>※ 「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/</p>				
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>・紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。</p> <table border="1" data-bbox="544 633 1362 1131"> <tr> <td data-bbox="544 633 1362 674" style="text-align: center;">【公益社団法人民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 674 1362 745" style="text-align: center;"> 受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 745 1362 792" style="text-align: center;">【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 792 1362 1131"> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249 </td> </tr> </table> <p>※ 上記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p> <p>(ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/)</p> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所（受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：0120-177-288）」へお問合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合わせください。</p>	【公益社団法人民間総合調停センター】	受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249
【公益社団法人民間総合調停センター】					
受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644					
【弁護士会】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249 					

近畿労働金庫